

担 当	水戸労働基準監督署
	次 長 三浦 かをり
	安全衛生課長 立原 昇
	電話 029-226-2237

スレート屋根の踏み抜きによる墜落死亡・重篤災害が多発

「スレート屋根の踏み抜き墜落災害多発警報！」

～スレート屋根の踏み抜き墜落災害撲滅のため取り組みを強化します～

1 スレート屋根からの踏み抜きによる墜落事故多発 10か月で4件（内2件死亡）

水戸労働基準監督署管内で、昨年8月から本年5月までの10か月間で、スレート屋根（スレート波板で葺かれた屋根）からの踏み抜きによる墜落災害が4件（死亡2名重症2名）発生しています。スレート屋根からの踏み抜きによる墜落事故が、短期間に集中して発生することは極めてまれなことから、水戸監督署では「スレート屋根の踏み抜き墜落災害多発警報」を発出し、同種災害の防止対策を強化しています。

2 4件全てが墜落防止措置不十分

4件の事故は、労働安全衛生規則第524条（労働安全衛生法第21条第2項）で定められた歩み板を設置する等のスレートの踏み抜きによる墜落防止措置が不十分な状況となっていました。

3 踏み抜きによる墜落は重篤化の危険性大（第3者を巻き込むことも）

スレート屋根の踏み抜きによる墜落災害は、一度発生すると死亡又は重篤に至るケースが多く、また、墜落によって、建屋内で作業中の第三者（発注者の労働者等）が関係する二次災害へと繋がる可能性もあります。

4 スレート屋根の危険性への理解が重要（見た目以上に「もろい」、経年劣化にも注意）

スレート波板は見た目以上に「もろい」という性質がある上に、風雨や日光等に長い間さらされていると、経年劣化により強度が低下している可能性もあります。スレート屋根上での作業は、これらの危険性を十分理解して、万全の墜落防止措置が必要です。

5 工事業者、スレート屋根設置事業場に対して警鐘と対策の徹底を呼び掛け

水戸監督署では、スレート屋根の踏み抜きによる墜落災害の発生に歯止めをかけるために、工事業者はもちろんのこと、工場や倉庫などにスレート屋根を使用している事業場に対しても、別添リーフレットを配布し、危険性への理解と対策の徹底を呼び掛けています。

水戸監督署では、本日5月27日付けで、下記4の団体・機関に対して別添特別要請を行ったほか、立ち入り検査の強化等、下記の取り組みを行うこととしています。

記

1 取り組み強化のねらい

スレート屋根からの踏み抜き墜落災害を未然に防止すること。

2 取り組み内容

関係機関等に特別要請を行うことにより、スレート屋根板の踏み抜き墜落災害の現状及びスレート屋根板上で作業を行うに際しての必要な防止対策の周知を図ること。

また、当署職員による事業場立ち入り検査等において、リーフレットを配布することにより、同様に周知の強化を図ること。

防止対策としては、次の通りです。

- ・ 幅30cm以上の歩み板を設ける。
- ・ 安全ネットを屋根の下に設ける。
- ・ 親綱を設け安全帯を使用する。
- ・ 墜落防止用の頭部保護帽を着用する。

3 実施期間

満遍なく内容を周知させるには時間がかかることから、期間は定めず、当面の状況を勘案し、継続的に実施する。

4 被要請団体等（全43団体等）

- ・ 一般社団法人 水戸労働基準協会
- ・ 一般社団法人 太田労働基準協会
- ・ 建設業労働災害防止協会茨城県支部水戸分会等の労働災害防止団体12団体
- ・ 水戸北部中核工業団地連絡協議会等の工業団地12団体
- ・ 水戸市建設業協同組合等の関係協同組合4団体
- ・ 水戸市役所等11機関
- ・ 東日本旅客鉄道(株)水戸支社
- ・ 鹿島臨海鉄道(株)

5 スレート等の屋根上の危険の防止に係る関係条文

労働安全衛生規則第524条（労働安全衛生法第21条第2項）

事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根上で作業を行う場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

水戸基署発第184号
平成26年5月27日

関係団体等43団体の長 殿

水戸労働基準監督署長

スレート屋根の踏み抜きによる墜落災害防止の取組強化について（緊急要請）

日頃より、労働基準行政の推進に格別のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、水戸労働基準監督署では、昨年8月から本年5月までの10か月間で、スレート屋根（スレートで葺かれた屋根）からの踏み抜きによる墜落災害が4件（死亡2名及び重症2名）発生し、今後も予断を許さない状況です。

これらの4件の事故は、労働安全衛生規則第524条で定められた歩み板を設置する等のスレートの踏み抜きによる墜落防止措置が不十分な状況で発生しました。

スレート屋根の踏み抜きによる墜落災害は、一度発生すると死亡又は重症に至るケースが多く、また、墜落によって、屋内の第三者（労働者又は通行人等）が関係する二次災害へと繋がる可能性もあります。

スレート波板は、見た目以上に「もろい」という性質がある上に、風雨や日光等に長い間さらされていると、経年劣化により強度が低下している可能性もあることから、スレート屋根上での作業は、これらの危険性を十分理解した万全の墜落防止対策が必要となります。

このような状況の中、スレート屋根の踏み抜きによる墜落災害の発生に歯止めをかけるためには、建設事業者はもちろんのこと、発注者を含む関係者が一丸となり、強い決意を持って取り組むことが急務であることから、当署では、工事業者のほか、工場、倉庫又は駅等の屋根にスレート波板を使用している事業場に対しても、別添リーフレットを配布し、危険性への理解と対策の徹底を呼びかけるなど、取り組みを強化することとしました。

つきましては、貴団体等におかれましても本趣旨を御理解いただき、傘下の企業等がスレート屋根上で作業を行う又は請け負わせる場合には、リーフレットを参考に、スレート屋根の踏み抜き防止対策を徹底させていただきようご協力をお願いします。

問い合わせ先：

水戸労働基準監督署 安全衛生課 あとべ 跡部又は立原 ☎029-226-2237

	発生日等	災害発生状況
1	平成25年8月 建築工事業 60代・男性	工場建屋のスレート屋根板補修工事において、スレートでふかれた屋根上を歩いているとき、スレートを踏み抜き、5 m下に墜落し死亡した。
2	平成25年11月 建築工事業 50代・男性	工場建屋の雨樋を清掃するため、スレートでふかれた屋根上を歩いているとき、スレートを踏み抜き、8 m下に墜落した。休業6箇月。
3	平成26年4月 その他の建設業 30代・男性	牛舎の屋根に使用されているスレートの一部を撤去するため、スレートでふかれた屋根上を歩いているとき、スレートを踏み抜き、約5 m下に墜落した。休業6箇月。
4	平成26年5月 機械設備設置工事業 20代・男性	自動車小売店舗において、塗装用空調ダクトを設置する工事に従事していた板金作業員が、スレートでふかれた屋根上を歩いているとき、スレートを踏み抜き、9 m下に墜落した。7日後に死亡。

スレート踏み抜きの急所

- ① スレートでふかれた屋根の上は、スレート板に透過性がないことから、地上部分が見えず、高所作業箇所であるとの認識が低下してしまう。
- ② 屋根部分の部材や栈木は、経年劣化が進み強度がなくなっている。
- ③ 比較的短時間作業になること及び臨時的な作業となることが多いため、安全対策を怠る傾向がある。
- ④ 墜落災害が発生すると、建屋の中の第三者も二次災害に巻き込まれる可能性がある。

スレート上は薄い氷の上と同じです。万全の対策をお願いします。

問い合わせ等

水戸労働基準監督署 安全衛生課

水戸市宮町1-8-31 ☎029-226-2237

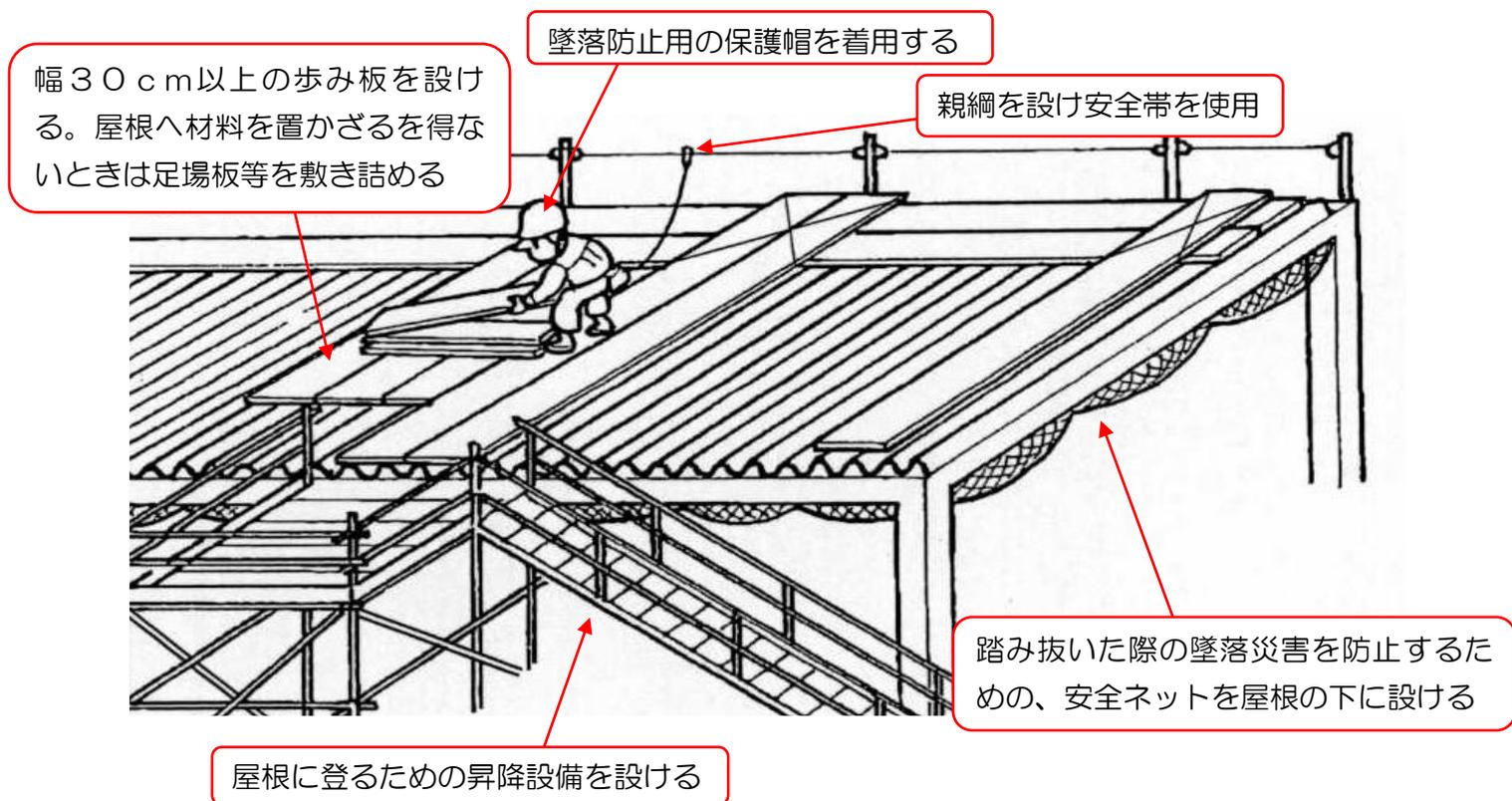
スレート踏み抜き隊落災害《至夕森堡報

～スレート踏み抜き墜落災害撲滅のための特別要請～

水戸労働基準監督署管内では、昨年（平成25年）からスレートを踏み抜くことによる墜落災害が多発しており、今後も予断を許さない状況にあります。当署においては、スレートを踏み抜くことによる墜落災害を未然に防止するため、あらゆる機会をとらえ、全力を挙げて取り組むことといたします。

皆様の事業場におかれましても、スレートでふかれた屋根上で作業する労働者又は工事業者に対し、安全確保の再確認等を徹底され、絶対にスレートを踏み抜くことによる墜落災害を発生させないという姿勢で臨むようお願いいたします。

～スレート踏み抜き防止対策～



労働安全衛生規則第524条（スレート等の屋根上の危険の防止）

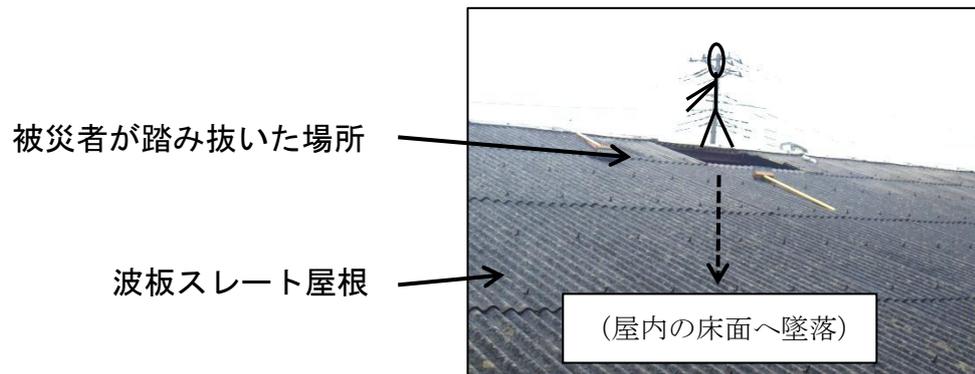
事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、幅30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

波板スレート屋根の踏み抜き災害 参考事例

1. 発生状況

工場屋根の雨樋を清掃中、被災者は波板スレート屋根を踏み抜き、高さ8メートル下のコンクリート床面へ墜落、重傷を負った（休業6か月）。

2. 災害現場の状況



(墜落した場所の拡大写真)

★外観写真は、一例として一般の波板スレート物置を撮影したもの。

